

第 4 号 議 案

監事監査規程の一部変更について

第 4 号 議 案

監事監査規程の一部変更について

会計監査人監査への移行により事業報告等が監事監査の対象となることや、内部統制システムが監査の対象となること等のために規程を一部変更する。主な変更点は以下のとおり。

1. 全国農協中央会の監査対象だった事業報告等は、2019 年度からの会計監査人監査においてはその監査対象とならず、監事監査の対象となるため、規定を追加する。
2. J A の内部統制全般にかかる方針（内部統制システム基本方針）に基づき、内部統制システムの構築・運用状況等を監事監査の対象とする規定を追加する。

新旧対照表

変 更 後	現 行
(目的) 第 1 条～第 10 条 (略)	(目的) 第 1 条～第 10 条 (略)
(監事への報告に関する体制等) 第 11 条 ① (略) ② 監事は、次に掲げる書類等、回付を受ける書類の種類を決定しておくことができる。 1～4 (略) 5 行政庁の検査及び <u>会計監査人</u> の監査結果 6～7 (略)	(監事への報告に関する体制等) 第 11 条 ① (略) ② 監事は、次に掲げる書類等、回付を受ける書類の種類を決定しておくことができる。 1～4 (略) 5 行政庁の検査及び <u>全国中央会</u> の監査結果 6～7 (略)
(理事の職務の執行の監査) 第 12 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 ② 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行わなければならない。 1 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。 <u>2 監事は、理事が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。</u> <u>3～4</u> (略) ③～⑤ (略)	(理事の職務の執行の監査) 第 12 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。 ② 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行わなければならない。 1 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。 <u>(新設)</u> <u>2～3</u> (略) ③～⑤ (略)
第 13 条～14 条 (略)	第 13 条～14 条 (略)
<u>(内部統制システムに係る監査)</u> 第 15 条 <u>監事は、代表理事及びその他の業務執行理事によって構築される次の体制（本規程において「内部統制システム」という。）に関して、理事は適切な監督を行っているか、監視し検証しなければならない。</u> <u>1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u> <u>2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</u> <u>3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</u>	<u>(新設)</u>

変 更 後	現 行
<p>4 <u>理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u></p> <p>5 <u>次に掲げる体制その他の組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制除</u> <u>(1) 子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の組合への報告に関する体制</u> <u>(2) 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</u> <u>(3) 子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u> <u>(4) 子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u></p> <p>6 <u>財務情報その他組合情報を適正かつ適時に開示するための体制</u></p> <p>② <u>監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。</u></p> <p>③ <u>監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、理事又は理事会に報告し、必要があると認めるときは、理事又は理事会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。</u></p> <p>④ <u>監事は、理事又は理事会が監事監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、理事又は理事会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。</u></p> <p>⑤ <u>監事は、内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。</u></p> <p>第 16 条～18 条 (略)</p> <p><u>(事業報告等の監査)</u></p> <p>第 19 条 <u>監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本規程において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。</u></p> <p>② <u>監事は、各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。</u></p>	<p>第 15 条～17 条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

変 更 後	現 行
<p>③ <u>監事は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載しなければならない。</u></p> <p>④ <u>事業報告等の監査に当たり、監事は、会計監査人との連携を図らなければならない。</u></p>	
<p>第20条～21条 (略)</p>	<p>第18条～19条 (略)</p>
<p>(会計方針の監査)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第22条 <u>監事は、会計方針(会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類等作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。)</u>が、<u>組合財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、理事に対し助言又は勧告する。</u></p>	
<p>② <u>組合が会計方針を変更する場合には、監事は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう理事に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。</u></p>	
<p>第23条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>(監査計画及び業務の分担)</p>	<p>(監査計画及び業務の分担)</p>
<p>第24条 <u>監事は協議により、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、<u>内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。</u></u></p>	<p>第21条 <u>監事は協議により、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、<u>(追加)監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。</u></u></p>
<p>②～⑤ (略)</p>	<p>②～⑤ (略)</p>
<p>(内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査)</p>	<p>(内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査)</p>
<p>第25条 <u>監事は、組合の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、<u>内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署(本規程において「内部監査部門等」という。)</u>と緊密な連携を保ち、<u>組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。</u></u></p>	<p>第22条 <u>監事は、組合の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、<u>内部監査部門(追加)と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。</u></u></p>
<p>② <u>監事は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。<u>内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用する。</u></u></p>	<p>② <u>監事は、内部監査部門(追加)からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。<u>(追加)</u></u></p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>

変 更 後	現 行
<p>第 26 条～30 条 (略)</p> <p>(法定開示情報等に関する監査)</p> <p>第 31 条 監事は、業務及び財産の状況に関する説明書類その他組合が法令の規定に従い開示を求められる情報で組合に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものではないことを確保するための体制について、本規程第 15 条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。</p> <p>② 監事は、継続組合の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、組合の健全性に重大な影響のある事項について、理事が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分にを行っているかを監視し検証する。</p> <p>第 32 条～36 条 (略)</p> <p>(監査報告の作成・通知)</p> <p>第 37 条 ①～② (略)</p> <p>③ 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、本規程第 31 条第 2 項に掲げる事項にも留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(電磁的方法による開示)</p> <p>第 38 条 総会参考書類、事業報告等及び計算書類等に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより組合員に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがあり、理事が当該措置をとろうとしている場合には、監事は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>(本規程の改廃)</p> <p>第 40 条 本規程の改廃は、監事全員の一致による決議を経て、理事会に報告するものとする。</p>	<p>第 23 条～27 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条～32 条 (略)</p> <p>(監査報告の作成・通知)</p> <p>第 33 条 ①～② (略)</p> <p>③ 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認(追加)し、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>(本規程の改廃)</p> <p>第 35 条 本規程の改廃は、監事全員の一致による決議を経て、総代会の承認を受けるものとする。</p>

附 則

1. この規程の変更は、総代会決議のあった日から効力を生じる。
2. 前項の規定にかかわらず、会計監査人を設置するまでは「会計監査人」とあるのは「全国農業協同組合中央会」と読み替えるものとする。
また、第 40 条は定款変更の行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
3. 本規程において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本規程において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。